

# 政治活動用立札及び看板の類の掲示について

## 1. 政治活動用立札・看板とは

公職の候補者等（公職の候補者、公職の候補者となろうとする者又は公職にある者）又はその後援団体は、政治活動のために使用する事務所において、下記のとおり政治活動用立札及び看板の類を掲示することができます。

- (1) 候補者等の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示した政治活動のために使用する立札及び看板の類
- (2) 公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体の名称を表示した政治活動のために使用する立札及び看板の類

## 2. 1つの事務所における立札及び看板の類の設置枚数

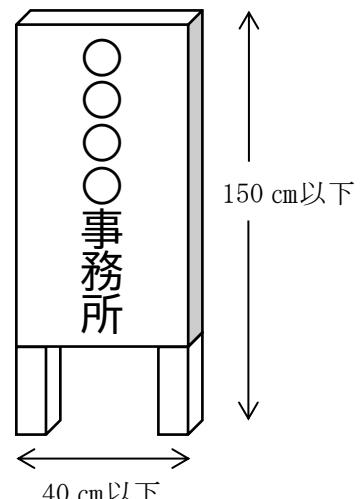
立札及び看板の類の設置枚数は、候補者1人につき6枚、又は後援団体のすべてを通じて6枚とし、使用する事務所ごとにその場所を通じてそれぞれ2枚に限られます。（法143⑯I、令110の5⑯）

1枚の立て札及び看板の類の両面を使用したものは2枚と数えますので、証票についても同様に2枚必要になります。

## 3. 立札及び看板の類の大きさ

立札及び看板の類は、縦150cm、横40cmを超えないものでなければいけません。（法143⑯）

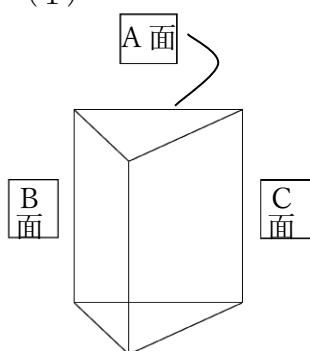
また、立札及び看板の類の大きさには、足の部分も含まれますので、注意してください。



## 4. 立体観のある立札及び看板の類の禁止

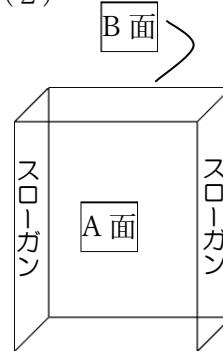
下記（1）及び（2）のように、広告塔のような立体観をもつものは使用できません。

(1)



A・B・Cの三面をもつた三角柱で、各面は規格内のもの。このうち二面に事務所表示があり、残り一面に「スローガン」を記載している。（内は空洞）

(2)



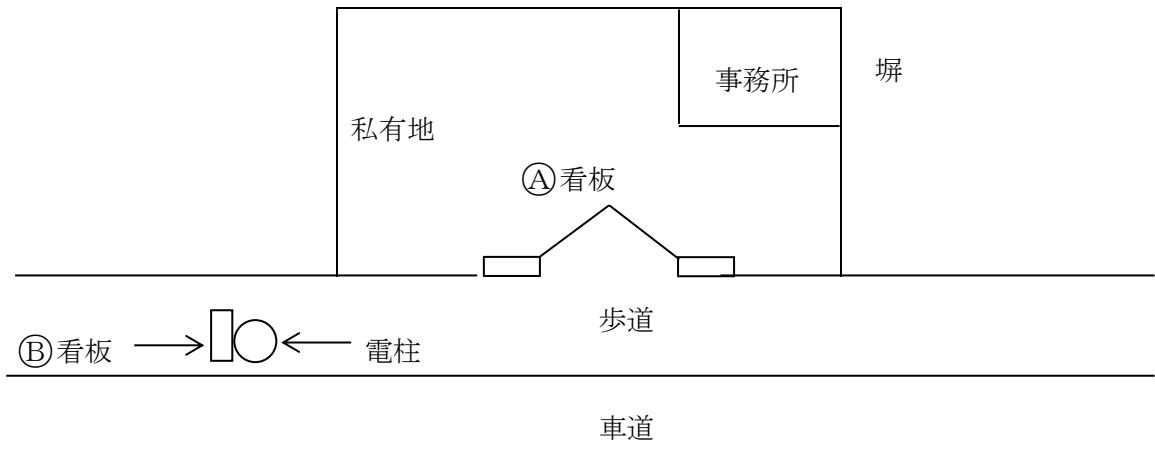
四角柱でA面及び向い側のB面に事務所表示があり、それぞれ規格内のものであって、A・B面に接続する側にそれぞれ「スローガン」を記載している。（内は空洞）

## 5. 立札及び看板の類の設置場所

立札及び看板の類は、必ず事務所敷地内に掲出して下さい。また、立札及び看板の類は、事務所を表示するためのものですので、「政治活動のために使用する事務所」として実態がない場所（例えば、畠や無人の駐車場等）に設置することはできません。

(例) 下記Ⓐ 墬及び門に掲示できます。

下記Ⓑ 公道に立つ電柱に掲出することはできません。



## 6. 立札及び看板の類に貼付する証票

立札及び看板の類の掲示にあたっては、市選挙管理委員会に申請して交付を受けた証票を貼付しなければなりません。（法 143⑯）

- (1) 証票の交付申請は随時受付しますので、「証票交付申請書」を提出してください。
- (2) 証票を貼付した立札及び看板の類の場所等に異動が生じた場合は「異動届」を、廃止した場合は「廃止届」を提出してください。
- (3) 定められた証票が貼付されていない立札及び看板の類を掲示することは、違法な文書図画の掲示とみなされる恐れがありますので、十分ご注意ください。
- (4) 各種様式は、市選挙管理委員会の窓口（2階27番窓口行政グループ内）に直接お越しのうえ、市公式ホームページの行政グループのページ内「選挙制度等」からダウンロードできますので、ご活用ください。

## 7. その他

- (1) 選挙の期日の告示の日からその選挙の当日までの間は、立札及び看板の類を新たに設置したり、既設の立札及び看板の類を別の場所に移動させることはできません。（法 201 の 13①Ⅱ）
- (2) 立札・看板の類は、政治活動のために使用されるものでなければならないので、その記載内容からみて選挙運動にわたるものであってはなりません。例えば、「市議会議員選挙立候補予定者○○事務所」等と記載すると違反となります。